総務常任委員会資料
企画経営部　財政課

議案第108号
財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1　財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第16次地方分権一括法）」が、本年6月3日に公布され、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

2　改正内容

6月公表（前年10月からその年の3月までの歳入歳出予算の執行状況等）を廃止し、12月公表（4月から9月までの歳入歳出予算の執行状況等）の1回とします。

公表日は従前と同様の12月28日までとし、公表の方法は市のホームページへの掲載によるものとします。

3　施行日

令和9年（2027年）4月1日